

議案第71号	三田市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	市民病院の診療科目について、兵庫県及び近畿厚生局に届け出ている標榜診療科目に規定を合わせるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【関係法令】 医療法第7条第2項、医療法施行令第4条第1項、医療法施行規則第1条の14</p> <p>【改正理由】 病院を開設した者が、診療を行おうとする科目を変更しようとするときは、都道府県知事の許可が必要である。法律に基づく手続きは終了しているので、今回当該手続きに合わせた形に条例を改正するものである。</p> <p>【改正内容】 診療科目の変更（第3条第2項関係）</p> <p>【現行】 2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 内科 (2) <u>消化器科</u> (3) <u>循環器科</u> (4) 小児科 (5) 外科 (6) 整形外科 (7) 形成外科 (8) <u>脳神経外科</u> (9) 皮膚科 (10) 泌尿器科 (11) 産婦人科 (12) 眼科 (13) 耳鼻咽喉科 (14) <u>リハビリテーション科</u> (15) 放射線科 (16) 麻酔科</p> <p>【改正】 2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 内科 (2) <u>消化器内科</u> (3) <u>循環器内科</u> (4) <u>腎臓内科</u> (5) 小児科 (6) 外科 (7) <u>消化器外科</u> (8) 整形外科 (9) 形成外科 (10) <u>脳神経外科</u> (11) 皮膚科 (12) 泌尿器科 (13) 産婦人科 (14) 眼科 (15) 耳鼻咽喉科 (16) <u>リハビリテーション科</u> (17) 放射線科 (18) 麻酔科</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>	